

令和7年度 保育利用料の軽減制度について

渋谷区では認証保育所や認可外保育施設の保育利用料について、申請に基づき軽減を実施しています。また、児童・保育の無償化の助成(施設等利用費)は保育利用料の軽減に含めて助成し、手続きも一括して行っていただけます。

◆助成対象期間

次のすべてに該当する期間

- ・児童及び保護者が渋谷区に住所を有している期間
- ・助成対象保育施設等に在籍・利用している期間
- ・保育の必要性の認定を受けている期間

保育の必要性の認定について

【渋谷区ウェブサイト】

TOP > 子育て・教育・生涯学習 > 子どもの手当・助成 > > 保育に関する助成 > 幼児教育の無償化について(保育)



※育児休業中は原則対象外となり、復職する月から認定・助成対象となります。ただし、上の子さんが育児休業の取得前から原則として就労要件で保育の必要性の認定を受けていて、認可外保育施設などを利用している場合は、上の子さんのみ育児休業中の継続利用として認定・助成の対象となります。利用していた施設から転園または退園した場合は、育児休業中の継続利用とはなりません。

※認証保育所においては、保育の必要性の認定を受けていない期間も、原則40,000円を助成します。

◆助成対象保育施設等

- ・特定子ども・子育て支援施設等として自治体から確認を受けた施設など(渋谷区外の施設も対象)
- ・企業主導型保育事業
- ・定期利用保育事業

※対象外

認可保育園、認定こども園(長時間)、地域型保育事業、区立幼保一元化施設(長時間)、区立保育室、待機児童向け特別枠

◆助成金額

施設種別	0歳児クラス～2歳児クラス		3歳児クラス以上
	市区町村民税 課税世帯	市区町村民税 非課税世帯	
認証保育所(渋谷区内)	・定額助成:40,000円※1 ・差額助成:上限40,000円 (合計で80,000円まで)		・定額助成:40,000円※1 ・差額助成:上限37,000円 (合計で77,000円まで。)
認証保育所(渋谷区外)	上限80,000円※2		上限77,000円※2
都内の認可外保育施設(証明書※3あり)	上限80,000円		上限77,000円
都外の認可外保育施設(証明書※3あり) ベビーシッター 一時預かり事業 病児保育事業 ファミリー・サポート・センター事業 定期利用保育事業 期間限定型保育事業	助成対象外	上限42,000円	上限37,000円
認可外保育施設(証明書※3なし)	助成対象外		
都内の企業主導型保育事業(証明書※3あり)	上限80,000円	上限38,000円	上限40,000円
都外の企業主導型保育事業(証明書※3あり) 企業主導型保育事業(証明書※3なし)	助成対象外		

※1 施設との契約時点で助成します(実質負担なし)

※2 保育の必要性の認定を受けていない期間については、上限40,000円までが助成対象となります。

※3 証明書:各都道府県(又は区市町村)の「認可外保育施設指導監督基準を

満たす旨の証明書」交付済施設

東京都の施設(児童相談所を設置している区市町村を除く)の証明書交付の有無▶

※4 渋谷区が確認する施設等一覧

については、区ポータルサイトに掲載の
「特定子ども・子育て支援施設等一覧」
をご確認ください。



手続きの手順

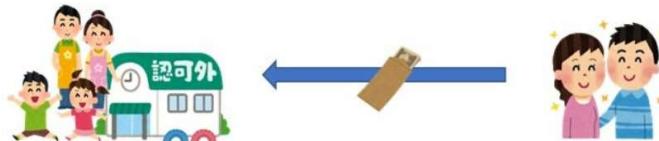
1 保育の必要性の認定を受ける

入園前に手続きをし、渋谷区から認定を受けてください。認定の条件は、保護者全員が、働いている(就労)、妊娠・出産、病気(疾病・障害) などです。きょうだいがいる場合は、児童ごとに認定申請が必要です。認定されると認定書が発行されます。

認定後は、認定の有効期間内において毎年、保育が必要な事由の状況などを届出していただきます。

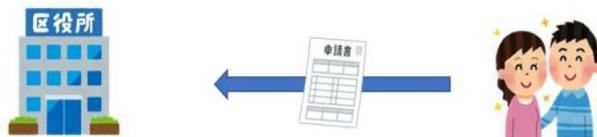


2 認可外保育施設に入園し、毎月保育利用料を支払う



3 保育利用料の軽減の申請をする(年2回)

- ・8月 前期分(4月～8月)に支払った保育利用料についての申請
- ・翌年3月 後期分(9月～翌年3月)に支払った保育利用料についての申請



申請書類の公開は、前期は7月下旬、後期は2月下旬を予定しています。

保育利用料の軽減制度▶



年2回の申請月(8月・3月)に、渋谷区LINE公式アカウントでお知らせいたします。ご希望の方は友だちに追加し、受信設定からお子様の生年月日をご登録ください。

受信設定について▶



4 助成金を受け取る

銀行振り込みにて助成金を支給します。

- ・前期分(4月～8月分)の助成金 10月下旬振り込み
- ・後期分(9月～翌年3月分)の助成金 翌年5月下旬振り込み



【問い合わせ先】

渋谷区役所本庁舎4階 保育課保育管理係 電話：03-3463-2483 FAX:03-5458-4907